

環境報告書記載事項手引き 環境省



環境省は、平成 17 年 4 月 1 日から施行された「事業者の環境配慮促進法」を受けて、「環境報告書の記載事項等の手引き」を作成し、平成 18 年 1 月 16 日付けで公表しました。

「事業者の環境配慮促進法」とは、事業者が環境報告書などにより環境情報の開示を進め、社会での活用を促進することを目的とした法律で、以下のことを規定しています。

- 1) 国及び自治体が、自らの事業活動の環境配慮状況を毎年公表するよう努めること
- 2) 独立行政法人など特別の法律によって設立された法人の中から「特定事業者」を指定し、年 1 回の環境報告書公表を義務付けること。また作成された環境報告書への第三者評価実施など、信頼性を高める努力を求めること。

これにより、環境報告書の作成・公表が義務付けられる「特定事業者」の中で、初めて取り組む事業者、取り組み始めて間もない事業者に向けて、環境報告書に記載すべき事項を解説した「手引き」を環境省が作成しました。「手引き」の内容としては、以下に示した 3 部構成となっています。

第 1 部 環境報告書の使い方、作り方

環境報告書の活用意義、一般的報告原則、信頼性の確保等

第 2 部 環境報告書の記載事項等

各記載事項についての解説、独立行政法人・国立大学法人をモデルとした環境報告書の作成事例等

第 3 部 環境報告書のさらなる発展と有効活用に向けて

創意工夫による記載内容の充実化情報等

資料:2006 年 1 月 16 日付 EIC ネット

環境分析箇所 坂田旭子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 アスベスト・PCB等の化学分析 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 EU規制物質の化学分析 |

